

平成30年2月28日
長崎税関業務部

通関業者 各位

日本国とインドネシア共和国の間の「日・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP)」の実施

「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(日・ASEAN 包括的経済連携協定。以下、「AJCEP 協定」)」については、日本とインドネシアの間では未実施の状況となっていましたが、2018 年 3 月 1 日より、日本と同国との間で AJCEP 協定が実施されることとなりましたので、お知らせいたします。

同日より、AJCEP 協定上のインドネシア原産品については、同協定に基づく特恵税率を利用することが可能となります。

【留意事項】

- ① AJCEP 協定に基づく特恵税率の適用を受けようとする場合、AJCEP 協定上のインドネシア原産品である必要があり、インドネシアにおいて発給される AJCEP 協定に定められた原産地証明書(注)を、輸入申告等の際に税関へ提出する必要があります(当該物品の課税価額の総額が 20 万円以下である場合等を除く)。
- ② 3 月 1 日以降、インドネシアを原産地とする貨物のうち、一般特恵関税制度上の特恵税率(いわゆる一般特恵税率(GSP 税率))が AJCEP 協定に基づく特恵税率より高い品目または同じ税率の品目については、一般特恵税率は適用されません。

(注)3 月 1 日以前に船積みされた貨物(船積み後 12 か月以内のもの)について、AJCEP 協定及びインドネシアの国内法令に基づき、原産地証明書を遡及発給する制度があります。当該制度の詳細については、インドネシアの発給当局にお問い合わせください。

(問い合わせ先)最寄りの税関通関窓口